# 旅行業約款変更認可の申請について(取消料)

## 1 受注型企画旅行における旅行業約款の個別認可について

標準旅行業約款では、旅行者が受注型企画旅行契約を旅行者の自己都合により解除 した場合の取消料について、同約款(受注型企画旅行契約の部)第16条第1項及び 別表第1取消料表により、旅行者が同取消料表で定める期日以降に解除した場合に旅 行業者は取消料を収受できることとされています。

これに関し、県では、旅行業者が、受注型企画旅行契約において、標準旅行業約款の取消料表で定める期日以前から取消料を徴収するなど取消条件の厳しい宿泊施設を手配した場合などにおいて、旅行者から取消料を収受することを可能とする旅行業約款について、一定の要件のもとに旅行業法第12条の2第1項に基づき認可することとします。

これにより、個別認可を受けた旅行業約款を使用する旅行業者は、個別の受注型企画旅行契約ごとに、取消料について、①標準旅行業約款の取消料表に基づく取消料とするか、あるいは、②運送・宿泊等旅行サービス提供機関が旅行業者に請求する取消料、違約料等の契約の解除に要する費用(いわゆる実額精算による取消料)とするか、いずれかをあらかじめ選択して旅行者と契約することとなります。

# 2 旅行業約款変更認可の申請について【旅行業法第12条の2第1項】

旅行業約款を変更しようとするときは、その旨を申請して登録行政庁の認可を受けなければなりません。

この申請は、<u>申請書に必要書類</u>を添付して千葉県知事(県担当課)に提出することで行います。(郵送可)

なお、変更内容を理解されているか確認させていただきますので、別添「<u>旅行業約</u> <u>款の変更について(取消料)</u>」をよくお読みください。

#### 3 申請において使用する様式等について

電話等で確認させていただくことがありますので、提出書類の控えを手元に用意しておいてください。

- (1) 旅行業約款変更認可申請書
- (2) 認可を希望する旅行業約款(案)(別紙1)
- (3)標準旅行業約款との対照表(別紙2)
- (4)「海外旅行保険(旅行変更費用担保特約)」に関する資料又は**誓約書** 
  - ア 損害保険代理店委託契約書の写し
  - イ 「海外旅行保険(旅行変更費用担保特約)」のパンフレット及び申込書

注1:(1)については、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、記載例を参考に、本文の「標準旅行業約款」の箇所には、「当社が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで認可を受けた旅行業約款」と記載してください。

また、損保代理店契約がない事業者の場合、「6 添付(3)「海外旅行保険(旅行変更費用担保特約)」に関する資料」の箇所には、「誓約書」と記載してください。

- 注2:(2)については、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、記載例を参考に、本文の「標準旅行業約款」の箇所には、「当社が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで認可を受けた旅行業約款」と記載し、条文番号等も適宜修正したものを添付してください。
- 注3:(3)については、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、記載例を参考 に、条文番号等を適宜修正したものを添付してください。
- 注4:(4)については、損保代理店契約がない事業者の場合、『「海外旅行保険(旅行変更費用担保特約)」に関する資料』に代えて、誓約書を添付してください。

# 旅行業約款の変更について(取消料)

受注型企画旅行の取消料について、個別の受注型企画旅行契約ごとに、①標準旅行業約 款の取消料表に基づく取消料とするか、あるいは、②運送・宿泊等旅行サービス提供機関 が旅行業者に請求する取消料、違約料等の契約の解除に要する費用(いわゆる実額精算に よる取消料)とするか、いずれかをあらかじめ選択して旅行者と契約することを可能とす るため、旅行業約款を変更した場合、以下のように取り扱うものとします。

# 1 企画書面に旅行サービス提供機関が提示する取消料の収受期間及び実額の範囲内の金額を明示すること

企画書面には、旅行サービス提供機関が証憑書類として提示する取消料の収受期間 及び実額の範囲内の金額を記載すること

なお、標準旅行業約款では収受できる「企画料金に相当する額」を実額精算による 取消料に含めることはできません。(あくまで旅行サービス提供機関が旅行業者に課す 取消料、違約料の「実額」のみを収受することができます。)

# 2 企画書面に添付する証憑書類は、旅行サービス提供機関が提示するものであること

実額精算による取消料の対象となる旅行サービス提供機関及び旅行サービス提供機 関が提示する証憑書類(証拠・根拠)の例は、以下の表のとおりです。

また、旅行サービス提供機関が提示するものに限られ、ツアーオペレーター等の旅 行サービス提供機関以外のものが提示する証憑書類は含まれません。

### 【想定される旅行サービス提供機関と証憑書類の例】

旅行サービス提供機関		証憑書類(例)
運送機関	航空機・鉄道・船舶等	ウェブページの写し、運送機関が作成
		した書面(電子メールを含む。以下、
		本表において同じ。) の写し
宿泊機関	ホテル・旅館 等	宿泊機関が作成した見積書、契約書等
		の書面の写し
その他	入場チケット・イベントホール 等	イベント主催者のウェブページの写
		し、イベント主催者が作成した書面、
		入場券実物(券面金額)

3 企画書面の内容及び解除の場合の取消料は実額精算によることを旅行者と契約を締結する前に、十分説明すること

契約締結後に契約を解除する場合は標準旅行業約款で定める取消料表によらず、企 画書面に記載した実額精算による取消料を収受する旨を旅行者と契約を締結する前に、 十分に説明すること

## 4 海外旅行保険の加入の案内を行うこと

実額精算をすることにより、旅行者にとっては取消料が早期からかかることになるため、当該旅行が海外旅行の場合にあっては、旅行者への説明の際に、旅行変更費用担保特約を付帯した海外旅行保険の加入を勧める文言を企画書面に記述した上で、保険(特約)の対象となる事由及び対象とならない事由を具体的に案内すること(※)(旅行変更費用担保特約の販売に当たっては、あらかじめ保険会社と十分な打合わせを行うこと)

一方、国内旅行にあっては、現在のところ取消料を対象とする保険(特約)がないため、国内旅行に限り、旅行者に対し、取消料が早期にかかることを十分に説明することで足りるものとします。ただし、将来的にこれに相当する保険(特約)が商品化された場合は、海外旅行と同様に取り扱うものとします。

※ <u>損保代理店契約がない事業者は、実額精算規定を適用した受注型企画旅行契約の範</u> 囲は国内旅行のみになります。

### 【保険の案内に関する企画書面への記載例】

【重要】海外旅行保険(旅行変更費用担保特約)の加入のお勧め

お客様のご都合により受注型企画旅行契約を解除される場合は、解除の時期によって 取消料をお支払いいただくことがあります。旅行契約を解除される事由によっては、保 険(特約)が適用される場合もございますので、本旅行の申込みと一緒に本保険(特約) へのご加入をお勧めいたします。詳しくは、弊社担当者にお問い合わせください。